

令和8年度

教育に関する事務の管理及び執行
状況の点検及び評価等報告書

(令和7年度事業対象)



椎葉村ユニット学習の様子

令和8年9月

椎葉村教育委員会

報 告 書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和7年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等について、報告書を提出する。

令和8年9月

椎葉村教育委員会

教育長 柚 木 和 浩

＜ 目 次 ＞

○ 自己点検・評価の考え方	・・・・・・ 2
○ 自己点検・評価の方法	・・・・・・ 2
○ 資料 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条	・・・・・・ 3
○ 教育委員会会議の開催と実績	・・・・・・ 4～6
○ 教育委員会会議の運営上の工夫	・・・・・・ 7
○ 教育委員会会議の傍聴者の状況	・・・・・・ 7
○ 議事録の公開、広報・公聴活動	・・・・・・ 7
○ 教育委員会と事務局の連携	・・・・・・ 7
○ 教育委員と村長との政策会議の実施	・・・・・・ 7
○ 教育委員の研修会への参加	・・・・・・ 7
○ 学校訪問とへき地教育研究大会	・・・・・・ 8
○ 所管施設の訪問	・・・・・・ 8
○ 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること	・・・・・・ 8
○ 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃 に関すること	・・・・・・ 9～10
○ 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃 止に関すること	・・・・・・ 10
○ 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機 関の職員の任免その他人事に関すること	・・・・・・ 11
○ 教職員定期異動状況	・・・・・・ 11～13
○ 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	・・・・・・ 14
○ 教育委員会の所管に属する委員の任免に関すること	・・・・・・ 14
○ 教科用図書の採択に関すること	・・・・・・ 14
○ 文化財の指定及び解除に関すること	・・・・・・ 15
○ 文化功労者、教育功労者、社会教育功労者等の表彰に関すること	・・・・・・ 15
○ その他重要又は異例と認められる事項	・・・・・・ 15
○ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	・・・・・・ 15
○ 学識経験者の所見	・・・・・・ 16

○自己点検・評価の考え方

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされています。

そこで、椎葉村教育委員会では、毎年取り組んでいる事務事業を点検し、必要性、効率性等の評価を行い、その結果を公表することにより、村民に対する説明責任を果たし、村民に信頼される教育行政の推進を図ります。

○自己点検及び評価の方法

次の3つの項目に分類しています。

- ・シート1 教育委員会の活動
- ・シート2 教育委員会が管理・執行する事務
- ・シート3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

3つに分類した項目を、さらに中・小項目に分類し、それぞれの項目ごとに実績を点検し評価を行いました。

評価については、目標値に対して、概ねできたものは○、ほとんどできなかったものは×、それ以外を△としています。

また、法に基づき、点検評価・客観性を確保するため、学識経験者からご意見を頂き、これらを基に結果をとりまとめて議会に提出するとともに公表します。

学識経験を有する者の知見の活用については、西都市在住で元学校長経験者の外山健一郎氏より点検・評価に係る所見をいただいております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成19年7月31日付け 19文科初第535号 文部科学事務次官通知

【教育委員会の点検・評価に関する部分を抜粋】

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化（法第26条）

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

①今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

②現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

(初等中等教育局初等中等教育企画)

○ 教育委員会会議の開催と実績

月	区 分	期 日	テ ー マ
4月	定 例	4月23日	・椎葉村奨学資金貸付者・免除者の適否判定について ・椎葉村立小中学校給食費徴収規則について ・椎葉村立学校給食共同調理場運営委員会に関する規則について ・子ども放課後教室の設置について ・山村留学の取組について ・アジア友好の翼事業について ・椎葉村地域と学校の「連携・協働」体制について ・令和7年度教職員名簿について(学校・村) ・令和6年度学校児童生徒数について ・生徒指導状況報告について(3月)
6月	定 例	6月 3日	・学校訪問について ・令和7年度準要保護世帯認定の適否判定について ・夏休み期間中の放課後子ども教室の開校について ・椎葉村奨学資金貸付者・免除者の適否判定について ・椎葉村山村留学実施要綱について ・山村留学の取組について ・第15回九州地区市町村教育委員会研究大会について ・児童生徒の合同検診結果について ・椎葉村地域と学校の「連携・協働」体制について ・生徒指導状況報告について(4・5月)
7月	定 例	7月29日	・山村留学の取組について ・令和7年度椎葉村民スポーツ祭の開催について ・中体連等各種大会における補助金について ・アジア友好の翼事業について ・生徒指導状況報告について(6月)
8月	定 例	8月27日	・椎葉村親子山村体験留学補助金交付要綱について ・椎葉村親子山村留学補助金交付要綱について ・教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等報告書について ・山村留学の取組について ・各小中学校の体育大会の出席について ・令和6年度決算について ・生徒指導状況報告について(7月)

9月	定 例	9月25日	・椎葉村奨学資金貸付者・免除者の適否判定について ・山村留学の取組について ・令和7年度宮崎県北部地区（西臼杵・東臼杵）管内教育委員会合同研修会について ・令和7年度村民スポーツ祭について ・生徒指導状況報告について(8月)
10月	定 例	10月28日	・椎葉村奨学資金貸付条例の改定について ・椎葉村教育支援委員会答申について ・椎葉村親子山村留学について ・令和7年度二十歳を祝う会と生涯学習フェスティバルの講師について ・令和7年度村民スポーツ祭について ・村政功労者について ・生徒指導状況報告について(9月)
12月	定 例	12月 2日	・教育長職務代理者の選任について ・令和8年度椎葉村立小中学校の行事について ・椎葉村親子山村留学について ・市町村対抗駅伝大会について ・令和8年二十歳を祝う会について ・生徒指導状況報告について(10・11月)
2月	定 例	2月 3日	・椎葉村総合教育会議での首長部局との協議事項について ・令和8年度小中学校の給食費について ・椎葉村立小中学校の令和7年度卒業式及び令和8年度入学式の出席について ・椎葉村親子山村留学について ・令和7年度市町村対抗駅伝大会の結果について ・生徒指導状況報告について(12月)
2月	総合教育 会議	2月3日	・山村留学の取組について ・社会を生き抜く基盤を育て、椎葉村の未来を担う人材を育む教育の推進について ・椎葉村の教育を支える体制・整備の充実について ・村民が生涯にわたって学ぶことができる社会づくりの推進について ・伝統文化や芸能・スポーツに楽しむ社会づくりの推進について ・児童生徒の学力・体力及び生徒指導の状況について ・心のアンケートの結果について

3月	定例	3月19日	・令和8年度親子山村留学について ・令和8年度婦人会の組織と運営について ・教職員の着任式について ・令和8年度教育課予算について ・令和8年度人事異動について ・令和7年度村内小学校 CRT 結果について ・生徒指導状況報告(1・2月)とこころとからだのチェックリストについて
----	----	-------	---

※1「椎葉村学」・・・椎葉村民みんなの学びという意味です。

- ①子どもたちと地域住民とのふれあい活動をとおして、住民の思いや願いを受け止め、椎葉村の生活文化を理解する。
- ②ふるさと椎葉村を見つめ直し、将来にわたってかかわり続けようとする強い心を培う。
- ③小学3年生から中学3年生までを対象として行います。

※2「椎葉村ユニット学習」・・・複式改善の新しい学習形態

- ①椎葉村ではほとんどの学級が複式指導の授業を進めています。
- ②そのため、他の学校の同学年とタブレットパソコンでつなぎ、同学年を増やすことで多様な考え方を共有できるようにします。
- ③あわせて、複式指導の部分的な改善につなげていきます。

※3「椎葉村スクールソーシャルワーカー」・・・相談員を1名配置

- ①すべての子どもが意欲的に学習に向き合えるような環境を整えます。
- ②様々なケースに対応できるように学校と家庭、関係機関と連携します。
- ③学校になじむことが難しい子ども向けの取組を進めます。

※4「親子山村留学の取組」・・・令和8年度実施目標にて取組

- ①「ふるさとを愛し」「よく学ぶ」「たくましい子どもを育む」をキャッチフレーズに、まずは、不土野小学校を拠点として親子山村留学に取り組めます。

○ 教育委員会会議の運営上の工夫

(1) 事務局の事務報告

必要に応じて各係の事務報告や事務執行状況、工事執行報告を行い正確な情報を委員に提供できるよう努めた。

(2) 議案の状況により日程を調整し、午後開催するなど、会議の合理化に努めた。また、他の会議や行事等の調整も図った。

(3) 前回議事録や今回会議次第を事前に委員に配布し、議決について報告するとともに、協議事項の事前提議を行い会議の活性化を図った。

○ 教育委員会会議の傍聴者の状況

(1) 傍聴はなかった。

○ 議事録の公開、広報、公聴活動

(1) 議事録の公開請求はなかった。

○ 教育委員と事務局の連携

(1) 教育委員会の会議が事後承諾にならないよう、事前の懸案事項については各委員も内容把握の上、委員会で協議を行った。

○ 教育委員と村長との政策会議の実施

(1) 令和8年2月3日の総合教育会議時に村長との政策会議を実施した。

○ 教育委員の研修会への参加

(1) 8月に長崎市で開催された市町村教育委員会研究協議会主催の研修会に参加した。

(2) 8月に実施されたアジア友好の翼事業（台湾）に参加した。

(3) 9月に延岡市で開催された令和7年度宮崎県北部地区（西臼杵・東臼杵）管内教育委員会合同研修会に参加した。

○ 学校訪問とへき地教育研究大会

- (1) 教育委員と事務局職員で村内全小・中学校を訪問し、それぞれの学校の取組について実情把握に努めている。

学 校 名	訪 問 日 程	出 席 委 員
松尾小学校	7月1日(火)	柚木和浩、中竹栄、中園津奈子、尾前智一 椎葉鉦蔵
不土野小学校	7月2日(水)	柚木和浩、中園津奈子、尾前智一、椎葉鉦蔵
椎葉小学校	7月8日(火)	柚木和浩、中竹栄、中園津奈子、尾前智一 椎葉鉦蔵
大河内小学校	9月2日(月)	柚木和浩、中竹栄、尾前智一、椎葉鉦蔵
尾向小学校	9月19日(金)	柚木和浩、中竹栄、中園津奈子、尾前智一 椎葉鉦蔵
椎葉中学校	10月8日(水)	柚木和浩、中竹栄、中園津奈子、尾前智一 椎葉鉦蔵
へき地教育研究大会 (松尾小学校)	11月14日(金)	柚木和浩、中竹栄、中園津奈子、尾前智一 椎葉鉦蔵

○ 所管施設の訪問

- (1) 学校訪問時にそれぞれ学校施設の確認を行った。あわせて改修が完了した工事と新年度で実施する改修予定箇所の確認を行った。

○ 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること

- (1) 教育基本方針の変更は行われなかった。

○ 教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定または改廃に関すること

会 議 種 別	期 日	件 名
4 月定例	4月23日	(1) 議案第3号 椎葉村奨学資金貸付者・免除者の適否判定について (2) 議案第4号 椎葉村立小中学校給食費徴収規則について (3) 議案第5号 椎葉村立学校給食共同調理場運営委員会に関する規則について (4) 協議第6号 子ども放課後教室の設置について
6 月定例	6 月 3 日	(1) 議案第7号 学校訪問について (2) 議案第8号 令和7年度準要保護世帯認定の適否判定について (3) 議案第9号 夏休み期間中の放課後子ども教室の開校について (4) 議案第10号 椎葉村奨学資金貸付者・免除者の適否判定について (5) 議案第11号 椎葉村山村留学実施要綱について
8月定例	8月27日	(1) 議案第 12 号 椎葉村親子山村体験留学補助金交付要綱について (2) 議案第 13 号 椎葉村親子山村留学補助金交付要綱について (2) 議案第 14 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等報告書について
9 月定例	9 月25日	(1) 議案第 15 号 椎葉村奨学資金貸付者・免除者の適否判定について
10月定例	10月28日	(1) 議案第 16 号 椎葉村奨学資金貸付条例の改定について (2) 議案第 17 号 椎葉村教育支援委員会答申について

12月定例	12月2日	(1)議案第18号 教育長職務代理者の選任について (2)議案第19号 令和8年度椎葉村立小中学校の行事について
2月定例	2月3日	(1)議案第1号 椎葉村総合教育会議での首長部局との協議事項について (2)議案第2号 令和8年度小中学校の給食費について

○ 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること

(1) 特になし

○ 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること

(1) 令和8年4月1日付 教育委員会人事異動概要

村長部局との交流を図るとともに、教育委員会事務局内での配置換えを行った。

(2) 村長部局との定期人事交流によるもの

○課長 異動なし(1名)

○学校教育グループ(総数3名) 異動 (2名)

※内1名は、県教育事務所派遣による指導主事

○社会教育グループ(総数3名) 異動 (1名)

(3) 村内各校

① 令和8年3月末教職員定期異動状況(管理職)

転 出

職 種	校 種	退 職	村外へ	村内へ	県教委へ	総 計
校 長	小学校		2			2
	中学校					0
教 頭	小学校		3			3
	中学校					0

転 入 (令和8年4月1日)

職 種	校 種	村外から	村内から	県教委から	総 計
校 長	小学校	2			2
	中学校				0
教 頭	小学校	2		1	3
	中学校				0

② 令和8年3月末教職員定期異動状況（教諭等）

転 出

職 種	校 種	退 職	村外へ	村内へ	県教委へ	総 計
教 諭	小学校		1	1		2
	中学校		3			3
講 師	小学校					0
	中学校					0
養 護 教 諭	小学校		1			1
	中学校					0
養護 助教諭	小学校					0
	中学校					0
技 師	小学校					0
	中学校					0
事務 職員	小学校		1			1
	中学校					0

転 入 (令和8年4月1日)

職 種	校 種	村外から	村内から	県教委から	総 計
教 諭	小学校	1	1		2
	中学校	4			4
講 師	小学校				0
	中学校		1		1
養 護 教 諭	小学校	1			1
	中学校				0
養 護 助教諭	小学校				0
	中学校				0
技 師	小学校				0
	中学校				0
事務 職員	小学校				0
	中学校				0

○ 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること

(1) なし

○ 教育委員会の所管に属する委員の任免に関すること

(教育長、教育委員、社会教育委員、その他の指導員など)

教育委員

柚木 和浩教育長 (任期：令和7年4月1日～令和10年3月31日)

中竹 栄 職務代理者 (任期：令和3年12月20日～令和7年12月19日)

※令和7年12月19日付退任

尾前 智一 委員 (任期：令和5年5月1日～令和8年12月16日)

〃 職務代理者 (令和7年12月20日～令和8年12月16日)

中園津奈子委員 (任期：令和3年10月17日～令和7年10月16日)

※令和7年10月16日退任

椎葉 敏蔵 委員 (任期：令和6年12月22日～令和10年12月21日)

黒木 有美 委員 新任 (任期：令和7年10月17日～令和11年10月16日)

山本 直美 委員 新任 (任期：令和7年12月20日～令和11年12月19日)

社会教育委員 (全員残任期間が任期)

椎葉 藤香委員長 再任 (任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

椎葉 克徳委員 再任 (任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

甲斐ミハル委員 新任 (任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

竹中 将汰委員 新任 (任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

小島 琢哉委員 新任 (任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

右田 浩 委員 新任 (任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

尾前一日出委員 再任 (任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

○ 教科用図書の採択に関すること

(1) 村内小学校及び中学校用教科用図書の選定については無かったが、6月に教科書展示は行った。

○ 文化財の指定及び解除に関すること

- (1) 本件に関する指定及び解除はなかった。
- (2) 十根川重要伝統的建造物群保存地区においては現状変更行為の許可申請はなかった。引き続き保存条例に基づき景観保全に努める。

○ 文化功労者、教育功労者、社会教育功労者等の表彰に関すること

(1) 【文化功労者】

令和7年度 地域文化功労者 椎葉 信紘

(2) 【教育功労者】

特に無し

(3) 【社会教育功労者】

特に無し

- (4) 村立学校の教職員に対して椎葉村教育研究論文の募集及び表彰を行った。

○ その他重要または、特例と認められる事項

- (1) 通年行事は予定どおり開催された。
- (2) 台風災害等による通学路点検や危険箇所調査を関係機関と協力し調査する。

○ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

- (1) 事務事業については、自己点検・評価シートによる。

(令和7年度事業対象)

「教育に対する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等報告書」についての所見

- 1 はじめに、上記の報告書については、本年度も教育委員会の多岐にわたる業務を観点別に簡潔に分かりやすくまとめられている。その中で、現状の学校教育や社会教育及び教育行政に求められていることに対して、その解決に向けての顕著な取組の成果と課題について述べたい。

(1) 成果

① 椎葉村ユニット学習 (SVUS) の定着

2校間及び5校間によるユニット学習は、複式学習の部分的改善や多様な考え方の共有、授業担当以外の教員によるきめ細かな個別指導が可能になる他、児童や教師の ICT に係る技能の向上にも寄与することができ、複式による少人数授業という椎葉村の日常の授業に変化と深化をもたらすものであると考える。また、この学習を可能にするタブレット等の機器の更新や村 ICT 教育支援員の配置等に多大な予算を注いでいる椎葉村の支援があることも忘れてはいけない。この椎葉村型の学習は、児童数減少が進み小規模化する学校を有する他の市町村にも大変参考になる先進的なものであると言える。

② 椎葉村学 (ASL) の充実

令和5年度から始まったこの取組は小学3年～中学3年までの7年間をかけて、村の暮らしを理解することから始まり、村の現在と未来を考える系統的な学びとなっている。各校区にコーディネーターを配置するとともに、3年で異動する教員が指導に困らぬよう学習指導資料がしっかりと整備されており、子ども達が自分自身の中でふるさと椎葉村を見つめ直し、将来にわたって関わり続けようとする気概を培うことができるものとなっている。この学びを経験した子ども達が近い将来椎葉村を支える人材となることが期待できる。

③ 教育費支援の充実

給食費への補助、高校生の生活支援補助金、奨学金制度の維持と免除規定の新設等、子ども達の未来への投資と保護者負担軽減への取組が大変充実しており、この支援により子ども達の進路の選択肢が増え、自分の夢や希望を叶える未来が想像できる。

(2) 課題

○ 山村留学の推進

令和5年度より計画が進められていた「山村留学」の募集が、不土野小学校を拠点として開始されたという点に注目した。この取組は他地域から留学してきた子どもたちが椎葉村の豊かな自然や人の温もりの中で心豊かにたくましく成長すると共に、児童数の減少が進む学校の存続をねらったものである。椎葉村の立地から、他の市町村にあるような特認校制度による他の地域からの通学ではなく「親子山村留学」の形をとっている。本年度は4件の問い合わせと1件の体験留学となっているが、県外を含む他の自治体の成功例を参考にしながら、椎葉村及び椎葉村の教育の魅力を更に発信していくことで、希望者の増加が見込めるのではないかと考える。

- 2 おわりに、椎葉村で育った子ども達が就職や進学先等で頑張っている知らせや報道にふれる度に喜び、今年も台風災害により道路が崩落し村民の生活に大変な支障をきたしているという報道に、改めて椎葉村のおかれている自然環境の厳しさを思う毎日である。しかし、一方でこれまでも幾多の困難を知恵と工夫と「かて一りの精神」で乗り越えてこられた村民の皆さんや、それを支える椎葉村役場の方々の献身的な取組を思い、心からのエールと感謝の意を送りたい。

令和8年7月17日 外山健一郎